

車体利用広告デザイン申請時の注意事項

公益社団法人東京屋外広告協会

※ 赤字部分が 2025 年 4 月 1 日より変更になりました。

申請にあたっては、当協会の「車体利用広告デザイン自主審査基準（車体共通）」、「媒体別自主審査基準」に加え参考にしてください。結果はケースバイケースとなりますのでご了承ください。

- デザイン審査の基本……空間を取って見やすいこと エロ、グロ、思想等の表現は注意
- 申請時……バス会社の掲出了承印（審査済）を押印（確認）
- 屋根部分（窓の上部の上）……原則として認めない
星・空等は説明的でないもの 単色グラデーション程度
- **前部分……認めない（電車ヘッドマークを除く）**
広告宣伝車の前面は上部 1 カ所まで、フロントガラスの下は避ける
- 窓部分……認めない 全て窓の下のスペースでレイアウトすること
- 文字……大きすぎ・小さすぎずに注意（4 行程度）
特に後部は、説明や読ませるもの、英文字、？や！等考えさせる記号は注意が必要
QR コード、**当該媒体撮影を促す表示**は、全方面（前後・左右側面）不可
電話番号、ホームページアドレス、検索窓等については、後部不可
- 形状……同じ形のを並べない（水玉・格子模様・パチンコ玉）
「顔」を掲示する大きさは、デザインスペースの天地 2 分の 1 程度に収まることを目安とする
- ~~写真……顔写真の大きさは、デザインスペースの天地 80% を上限とする~~
- 下地色……カラーサンプルの添付（地色は必ず）
イラスト・文字等が目立つ色の時、何色も使わない（色数注意）
単色グラデーション程度（赤系は特に注意）
- 同じ色彩……同じ色彩のスペースが大きい時や特別な色彩の時はカラーサンプルの添付
- 文字・イラストの色彩……特別な時はカラーサンプル添付（DIC、東洋インク等カーチップの添付）
※ 特別な色彩：美観をそこねる色（くどい色、どぎつい色、ピンク、赤系等）
- 下地色の赤色と黄色の禁止色の範囲（地色又は過半に使用する色のマンセル）
色相・明度・彩度の色が全て次の範囲に含まれているもの
 1. 赤色 (1)色相……10RP～10R
(2)明度……4～5 (10RP～6R)、4～6 (6RP～7.5R)、5～6 (7.5R～10R)
(3)彩度……12 以上
 2. 黄色 (1)色相……10YR～10Y
(2)明度……7.5 以上
(3)彩度……10 以上

※色相……R (赤) YR (黄赤) Y (黄) GY (黄緑) G (緑) BG (青緑) B (青) PB (青紫) P (紫) RP (赤紫)

参考値：CMYKでの目安

1. DIC カラーガイドなどの色チップによる指定(添付)だけでなく、必ず CMYK の 4 色指定を添付。
2. 黄色について
黄を地色としてほぼ全面に使用するなら Y70%以下にすること。
3. 赤色について
赤 (M100%+Y100%に準ずる色) を使用する場合は面積の3分の1以下にすること。
地色としてほぼ全面に使用するならM70%+Y70%以下にすること。

◎アルコール飲料の掲出は扱わない。

- ・ノンアルコール飲料の広告はアルコール飲料に準ずる。
- ・居酒屋、バー、ビアホールなどの店舗広告やその他の広告においても、飲酒を連想する酒類や徳利、グラス等の写真・イラスト類などの使用は避ける。

◎たばこ類の掲出は扱わない。(電子たばこを含む)